

稚 監 査 第 61 号
令和 6 年 4 月 26 日

稚内市長 工藤 広 様
稚内市教育長 佐伯 達也 様
稚内市議会議長 鈴木 茂行 様

稚内市監査委員 村里 範生
稚内市監査委員 岡本 雄輔

令和 5 年度第 1 回定期監査の結果報告について
地方自治法第 199 条第 4 項の規定による第 1 回定期監査を実施したので、同条第 9 項
の規定によりその結果を報告します。

令和5年度 第1回定期監査報告書

1 監査の種類

定期監査

2 監査を実施した監査委員名

稚内市監査委員 村里 範生

稚内市監査委員 岡本 雄輔

3 監査の概要

(1) 監査の実施期間

令和6年2月19日から令和6年3月22日まで

(2) 監査の対象とした部局

一般会計及び特別会計

(3) 監査の対象とした範囲

令和4年度支出事務 第8節「旅費」

(4) 監査の着眼点

支出に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを基本方針として実施した。

4 監査の結果

今回の定期監査は、旅費に係る支出事務を対象として、企業会計所属部署を除くすべての部署へ事前調査を行い監査対象の選定を行った。監査にあたっては、関係書類の審査を行うとともに関係職員から事務の処理状況等を聴取し、旅費の支出事務が関係条例並びに稚内市会計規則等に基づいて適正に執行し処理されているか否かを重点として実施した。

監査の結果、全体的には概ね適正に執行し処理がなされていると認められるところであるが、一部の部署では書類の提出段階において不足等の不備があったため、文書の整理並びに管理及び保管方法の見直し及び改善について指摘を行った。

旅費の支出事務においては、旅行命令書及び復命書の記載不備、出勤簿の整理誤り、支出区分及び精算が必要な条件についての認識不足等があり、基本的事項の精査及び周知を要する事項等が見られたため指摘を行った。

旅費の執行にあたっては効率的かつ経済的な執行を望むとともに、附帯する事務についても適切に執行されることを望む。

なお、稚内市職員等の旅費に関する条例で定める宿泊料の額については必ずしも現状に適合しているとは言い切れない額と考えるので、本市の厳しい財政状況等は理解するが実態に即した額への見直しを検討されることを望む。また、用務地で公共交通機関を利用したことで多大に旅行期間及び宿泊数並びに経費を費やしたといった旅行も見られたので、公共交通機関の乏しい地域等への旅行及び用務の場合等には、レンタカーの使用が円滑に選択できるような仕組みを検討されることも望む。

[別表]

令和5年度 第1回定期監査「実施箇所」一覧表

■令和4年度_支出事務：第8節『旅費』

(※次に規定する費用弁償は除く。)

稚内市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成18年稚内市条例第35号）第7条第2項

稚内市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年稚内市条例第22号）第4条第2項

稚内市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年稚内市条例第31号）第23条

No.	監査執行部課名		旅行件数 (※1)	要回答とした指摘の件数 (※2)	指摘のみとした指摘の件数 (※3)
1	企画総務部	総務防災課	12	1	2
2		交流推進課	7	2	2
3	生活福祉部	社会福祉課	16	2	7
4		生活衛生課	6	0	8
5	建設産業部	土木課	7	3	9
6		港湾空港課	14	6	5
7		水産商工課	21	8	7
8		農政課	22	21	7
9	教育部	総務スポーツ課	6	5	5
10		学校教育課	14	29	8
11		社会教育課	7	9	6
12		科学振興課	8	4	4

(※1)【旅行件数】同種用務で複数回あるものについて全体を通した共通の指摘のみのものは、集約して一つとカウントしている。

(※2) 状況説明及び改善策を求めたもの。

(※3) 担当職員等の単純ミスや明らかな認識違いと認められたため、状況説明及び改善策を求めるまでもなく指摘された事項に対して真摯に改善対応すべきもの。